

平成 30 年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

**民事訴訟法**

以下の問題につき、すべて解答しなさい。

**問 1**

平成 16 年、X は Y 大学に赴任する際、当時の理事長 A から、「定年規定上は 65 歳で退職となっているが、慣行上は 75 歳まで就労可能である」旨を口頭で告げられた。X が上記を念頭に人生設計を立てていたところ、その後、理事長が B へと交替し、上記の定年慣行を改める制度改革を行った。X が 64 歳になった平成 25 年 9 月に、B は X に対しても、定年規定に基づき 65 歳で退職となる旨を伝え、平成 26 年 3 月、X は Y から定年により職を解く旨の辞令を受けた。

そこで X は Y に対し、平成 16 年に X Y 間で X の定年を 75 歳とする旨の具体的合意があったと主張し、雇用契約上の地位確認及び未払賃金等の支払を求める訴えを提起した。これに対して Y は、上記合意の存在を否定した。第一審は合意の存在を否定して X の請求を棄却し、X が控訴した。本件訴訟の主たる争点は、第一審・控訴審を通じて、X が主張するような具体的合意が平成 16 年当時 X Y 間に存在したかに絞られた。

控訴審は、上記合意の存在は否定して地位確認請求を棄却したが、賃金請求については、Y がこれまで事実上 75 歳定年制の運用を行い、X を含む Y の教職員がそれを前提とした人生設計を立てて生活してきた以上（以上はすべて本件訴訟で X Y が提出した訴訟資料から認定できる）、Y がその運用を改めるに際しては、相当の期間においてその旨を周知させる必要があったのであり、X に対しても、少なくとも定年退職の 1 年前までに、定年規定を厳格に運用する旨を告知すべき信義則上の義務があったと認められ、賃金支払義務との関係では、Y は信義則上、具体的な告知の時から 1 年を経過するまで、X に対して定年退職の効果を主張できないとして、請求を一部認容した。

これに対して Y は、上記信義則違反については X も Y も主張しておらず、原判決には弁論主義違反ないし釈明義務違反があるとして上告受理申立てを行った。

上告審が上記上告受理申立てを認めた場合、どのような判決を言い渡すべきか。論じなさい。

**問 2**

一部請求訴訟がなされた後の、残部請求訴訟の許容性について論じなさい。